

第五部会

古代ギリシアにおける

神聖 (hieros) 概念について

葛西 康徳

本報告は、古代ギリシアの宗教におけるキーワードの一つ、「神聖 (hieros)」概念に焦点を合わせ、それを法との関連で分析することを通じて、ギリシア宗教の特徴の一端を明らかにすることを目的とする。

まず、「神聖」なる場、いわゆる sanctuary からアプローチする。ここでは考古学的分析には立ち入らない。むしろ聖域成立の根拠を問題とする。かつて、ゴールド (John Gould) は「嘆願 (hiketeia, supplication)」研究において、嘆願成立の二類型として、「身体的接触型」と「神の祭壇または神聖なる土地 (領域) 接触型」を提示した。後者はやがて「世俗化」して政治的・社会的制度としての「アジール (asylia)」に発展する。比較人類学の知見と儀礼論を根拠にしたゴールドの論証は、第一類型については一定程度説得力を有すると思われるが、第二類型については、「神聖性」を前提して議論を立てている。一体、祭壇ないし神域の「神聖性」あるいは「不可侵性」の根拠は何か？ そこで、「神聖」を意味するギリシア語 hieros に立ち戻って考察しなければならない。

ブルケルト (Walter Burkert) によれば、hieros は、犠牲動物、神殿および祭壇、金銭を含む奉納物、さらには凡そ神殿ないし神に関するもの全てに対して用いられるが、その意味の核は、「神ないし聖域に取消不可能 (irrevocable) な形で属している」ことにある。この語は対象を切り取り、境界設定する機能を有する。つまり、ひとたび hieros とされた対象は、それ以外の一般のもの (hosios) から区別され、「不可侵」なものとなる。このようにして、hieros が聖域と密接に関わってくる事が判る。

さて、このような意味を有する神聖なるものの「不可侵性」が侵害された時、どのようなことになるか？ ここに宗教と法が関わる次元が浮上する。パーカー (Robert Parker) は、法と宗教の関係を三つのレベルで捉えている。第一に宗教法ないし神聖法、即ち儀礼規則。第二に宗教犯罪、即ち不敬罪ないし瀆神法。そして第三に訴訟行為の宗教的形式 (代表例は宣誓)。第三の問題群は極めて重要であるが、ここでは、hieros との関係上、第二について述べたい。

宗教犯罪は、「瀆神 (asebeia)」と「神殿強盗 (hierosylia)」に大別される。但し、強盗という語は暴力 (威力) で他人の財物を奪うというニュアンスがあるが、hierosylia は金銭の横領のような暴力を伴わない場合も含む。これらの犯罪に対する刑罰は、ソクラテスの裁判で知られるように、極刑、即ち死刑、または国外追放および財産没収である。前者の代表例には、トウキユディデース及びアンドキデスなどで伝承されている「秘儀事件およびヘルメス像破壊事件」もある。本報告では神殿強

盗について触れておきたい。

前者に比べて後者の方が、犯罪の構成要件が明確なように思われるが、金銭の場合（横領）のように必ずしもそうでない。また、神殿強盗に関する資料の残存状況は良くない。報告では、リュシアス第七弁論（いわゆる「聖なるオリブの木」事件）とプラトンの『法律』第九卷（853a-856a）を取り上げる。前者の分析からは、たとえ神話起源であれ一旦 *hieros* とされたものが持つ追及力の大きさが窺える。一方後者では、プラトン草案は神殿強盗に対する最も詳細な規定であり、実定法理解にも示唆的であることが判明する。最後に、以上の考察からギリシア宗教に関して一言述べたい。

確かに、神聖 (*hieros*) 概念は境界画定機能を有し、また取消不可能である。しかし、それが法の次元に、即ち紛争が裁判に持ち込まれるや否や、例えばアテナイでは、法廷弁論によってそれ以外の事柄と同様、いや実際はそれ以上に事態は非常に紛糾する。

古代ローマにおける *religio* 概念について

小堀 馨子

近代西欧諸語の *religion* という言葉はラテン語の *religio* が語源であるが、ラテン語の *religio* で表わされる内容は、現代語の *religion* とは大いに異なる。宗教学では神学の影響を受けて教父が為した説明、即ち *religio* の語源は「*religare* 再び

縛る」に由来するだけで済ましてしまうことが多いが、この説明は十分ではない。そして *religio* の用法を考える際に、語源に意味の説明を求めるのではなく、語の意味の歴史的変遷を押さえる方が一層重要である。

本発表では以上の前提を踏まえて、*religio* の用法の歴史的変遷を探る。まず前三世紀にこの語が初出する際には、タブーや、忌諱に触れての言い訳という軽蔑的なニュアンスを内包し、*superstitio* の意味とも共通点のある用法であった。時代が下って前二世紀末になると、軽蔑的なニュアンスも称賛的なニュアンスもない、ただ中立的に「儀礼」の意味を表す用法が出現する。前一世紀に入り、キケロの同時代になると、用法に多様性が見られるが、古典作家の中で一番用例が多いのはキケロであり、五七七例を数える。キケロの用法は四つに大分される。一、儀礼や儀式といった事象を価値中立的に描写する用法、二、規範・規範破り・規範破りを戒める態度・規範遵守・良心の咎め・儀式執行に際しての細々とした気配り、といった態度を描写する用法、三、神々への尊崇・敬神の念・聖性などの宗教感情、四、迷信と同義の用法、である。二と四の用法は前三世紀以来の古来の用法と重なっており、一の用法はキケロの時代の少し前に出てきたものであり、三の用法がキケロの時代に加わったものである。四の用法が古く、*superstitio* という名詞がキケロの時代になって登場するということは、この時代に *superstitio* と *religio* の用法が分化したと言える。

このように *religio* と *superstitio* が分化し、前者が宗教的な事象を表現するための語彙として用いられるようになった、